

平成14年9月30日

「証券会社・投資顧問会社・投資信託委託会社の主要株主規制について」

銀行法等における主要株主ルールの概要

(1) 「主要株主」等の位置付け

- ・ 銀行の総株主の議決権の5%超を保有する者に、議決権保有に係る事後届出制を導入
- ・ 銀行経営に実質的な影響力を有する議決権の保有者（「主要株主」。原則20%以上の議決権をグループ又は単体で保有する株主等）は、原則としてあらかじめ認可を得なければならない。

(2) 「主要株主」の適格性

議決権保有の目的、財務面の健全性、社会的信用等に基づき判断

(3) 「主要株主」等に対する報告徴求・検査

- 銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認められるときに、必要な限度で実施。
(→「主要株主」として不適格と認定されれば、認可の取消し等の処分)
- 「主要株主」以外の議決権5%超保有者に対する報告徴求・検査は、届出事項の確認等に必要なときに限り実施。

(4) 銀行経営悪化時の対応

50%超保有の主要株主に対して、銀行の経営が悪化した場合で、何らかの措置により経営改善が見込まれるときには、子銀行経営の健全性確保のための措置を求め得る。

(5) その他の措置

- ・ アームズ・レングス・ルールの対象に「主要株主」を加えるなど、銀行と「主要株主」との取引に関する規制の整備
- ・ 「主要株主」等の虚偽報告に対する罰則の整備

(6) 保険会社について

基本的に以上と同様の考え方で「主要株主」に係るルールを整備

(7) 施行日

平成14年4月1日

証券規制の目的と原則(抄) 仮訳 証券監督者国際機構 1998年9月

12.3 許認可と監督

市場仲介者の許認可と監督は、市場参加者の最低基準を設定し、類似の状況に置かれた仲介者全てに対して一貫した扱いを定めなければならない。また、怠慢、違法行為または不十分な資本により投資家が損失を受けるリスクを減少させるものでなければならない。

許認可プロセスには、申請者および申請者を支配する立場にある者、または申請者に重要な影響を及ぼす立場にいる者全てに対する包括的な審査が求められるべきである。

許認可当局は、基準に適合しない申請を却下する権能を有していなければならない。

許認可当局はまた、参入基準が満たされなくなった場合にはいつでも免許を撤回もしくは停止し、または免許業者に制裁を加える権限を持つべきである。

免許業者に対するコントロールおよび重要な影響力に変化があった場合には、当該仲介者に対する当局の評価が依然として有効であるかどうかを確認できるようにするため、当該変化について当局に知らせなければならない。当局は、支配権の変化によって仲介者が免許に関連した要求基準を満たさないこととなる場合には免許または認可を取り消す権能を有していなければならない。

Objectives and Principles of Securities Regulation

International Organization of Securities Commissions September 1998

12.3 Licensing and Supervision

The licensing and supervision of market intermediaries should set minimum standards for market participants and provide consistency of treatment for all similarly situated intermediaries. It should also reduce the risk to investors of loss caused by negligent or illegal behaviour or inadequate capital.

The licensing process should require a comprehensive assessment of the applicant and all those who are in a position to control or materially influence the applicant.

The licensing authority should have the power to reject applications that do not meet the standards set.

The licensing authority should also have the power to withdraw the license or sanction the licensee whenever the entry criteria are not fulfilled.

Changes of control or material influence should be made known to the competent authority in order to ensure that its assessment on the intermediary remains valid. The regulator should be empowered to withdraw a licence or authorization where a change in control results in a failure to meet relevant requirements.

証券会社の参入要件及び主要株主に対する規制(主要各国比較)

日本証券業協会企画部 (平成14年9月20日作成)

| | 日本 | アメリカ | イギリス | フランス | ドイツ |
|--------------|---|--|---|---|---|
| 参入の法律上の形態 | ○登録制 | ○登録制 1934年証券取引所法に基づきSECにブローカー又はディーラーとして登録(registration)(1934年証券取引所法15条(a)項(1)号) | ○認可制 2000年金融サービス市場法に基づき、規制行為(投資業)の営業の認可(authorization)を取得。認可は、金融サービス機構(Financial Service Agency)により与えられる。(2000年金融サービス市場法第40条) | ○認可制 1996年金融業務現代化法(2000年金融法典)に基づき、投資会社**として業務を行う認可(agrément = authorization)を信用機関・投資会社委員会(CECEI)から取得 | ○免許制 信用制度法(銀行法)に基づき、金融サービス機関***としての免許(Erlaubnis = license)を連邦金融サービス監督局から取得 |
| 参入時に満たすべき要件等 | <p>○登録拒否要件は以下の通り(証券法28条の4)(以下のうち①②③⑤⑥⑦は取消し要件でもある(同56条1項))</p> <p>① 株式会社でない者</p> <p>② 政令で定める最低資本金を満たさない株式会社</p> <p>③ 純資産額が最低資本金を満たさない株式会社</p> <p>④ 申請者の財産の状況が自己資本比率の規定に違反する株式会社</p> <p>⑤ 他の証券会社と誤認されるおそれのある商号を用いようとする株式会社</p> <p>⑥ 登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない株式会社</p> <p>⑦ 証券法等の規程により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない株式会社</p> <p>⑧ 他にを行っている事業が公益に反し又は投資者保護に支障を生ずると認められる株式会社</p> <p>⑨ 取締役、監査役のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁治産者、準禁治産者 ・ 破産者で復権を得ない者 ・ 禁固刑以上の刑に処せられ5年を経過しない者、等 <p>⑩ 証券業を適切に遂行するに足り人的構成を有しない株式会社</p> | <p>○ブローカー又はディーラー若しくはブローカー又はディーラーと提携関係を持つ者(関係者)が以下のいずれかに該当する場合、登録は拒否され、また取り消される(1934年証券取引所法15条(b)項(4)号)</p> <p>① 登録申請書等において虚偽の記載を行い又は重要事項を記載しなかった場合</p> <p>② 登録申請書の提出前10年以内に、証券の買付け又は売付けにかかる罪等について有罪判決を受けた場合</p> <p>③ 裁判所の命令、判決又は宣告により、ブローカー又はディーラー等として活動すること等を禁止されている場合</p> <p>④ 連邦証券法及び関連規則等の規程に故意に違反し、又は従うことができない場合</p> <p>⑤ 連邦証券法及び関連規則等の規程にかかる他の者による違反を故意に助成、教唆、協議、命令、勧誘若しくは斡旋した場合</p> <p>⑥ ブローカー・ディーラーと関係を持つことをSECにより禁じられている場合、等</p> <p>○ブローカー・ディーラーは、SECが定めるブローカー・ディーラー及びその関係者の訓練上、経験上、能力上その他の適格性基準を満たさなければ、証券取引を行うことができない。(1934年証券取引所法15条(b)項(7)号)</p> <p>○ブローカー・ディーラーは、NASD会員であるか、又は国法証券取引所の会員であってその取引所においてのみ取引を行うのでない限り、証券取引を行うことができない。(1934年証券取引所法15条(b)項(8)号)</p> | <p>○金融サービス機構(FSA)に関する法律上の規程は、以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が規制行為(投資業)を営むことにつき適格性のある者(fit and proper person)と認められないとき、認可は拒否される。(2000年金融サービス市場法第41条付属規定6第1部5条) ・ 国務大臣は、申請者の取締役又は支配者(controller)¹に関する事情、申請者が投資業に関連して営もうとする他の事業等を考慮して、認可の可否を決定する。(同27条3項、4項) <p>* 規制行為は投資(株式、債券証券、社債券、転換社債、譲渡性預金証券、ワラント、オープンエンド型投信、オプション先物、差金契約、保険契約等)の取引、同取引のアレンジメント、預金集め、資産の保管及び管理、投資物件の運用、投資助成基金投資契約の締結、投資証券提供のためのコンピューターシステムの利用等に従事する事業(2000年金融サービス市場法第22条同付属規定2第1部及び第2部規)</p> | <p>○認可基準は以下の通り(2000年金融法典532-2条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フランス国内に本店及び事務所があること ・ 一定の自己資本を有すること <p>① 第三者からの注文の受託・執行・資産管理等のサービスを提供する場合 15万ユーロ(100万フラン)</p> <p>② その他すべての投資サービスと提供する場合 190万ユーロ(1250万フラン)</p> <p>③ 但し、①②について、その投資会社が顧客の資産を保有していない場合は、それぞれ35万フランと750万フランで可(CECEI規則96-15号及び同2000-10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本の10%以上の保有者の氏名及び保有株数を明記すること(監督当局はこれら保有者について、投資会社の健全な経営の観点から求められる要件を備えているかどうかを評価) <p>○投資会社に直接又は間接に支配力を有する者が存在することが当該投資会社に対する有効な監督を妨げるおそれがあるときは、認可は拒否される。(金融法典532-2条)</p> <p>** 投資会社(entreprises d'investissement)は、金融商品(株式、債券、集合投資ユニット、金融先物の売買の取次ぎ・代理、顧客のポートフォリオの管理、引受等、投資サービスを業として行う銀行以外の法人(1986年金融業務現代化法1条、4条、7条)</p> | <p>○免許賦与の拒否要件は、以下の通り(信用制度法33条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の自己資本がドイツ内で利用できない場合(提供する金融サービスの種類によって、5万ユーロ以上、125万ユーロ以上、73万ユーロ以上が必要とされる) ・ 申請者(株式会社)の取締役等が信頼の置けない(nicht zuverlaessig)者である場合 ・ 申請者に重要な出資¹を行っている者、共同出資者、法定代理人のいずれかが、信頼の置けない者であるか、又は、金融サービス機関の健全かつ適切な経営のために必要な要件を満たすことができない場合 ・ 申請者の保有者又は取締役等が金融機関の経営を行うために必要な専門知識を有しない場合 ・ 本店がドイツ国内にない場合 <p>*** 金融サービス機関(Finanzdienstleistungsinstitute)は、金融商品(有価証券、マネーマーケット商品、外国為替、集合投資ユニット、デリバティブ)の売買の取次ぎ・代理、顧客の金融商品ポートフォリオの管理等、金融サービスを業として行う会社(信用制度法1条(1a)、1条(11))</p> |

3

¹ ブローカー・ディーラーと提携関係をもつ者(関係者)(associated person)とは、当該ブローカー又はディーラーのパートナー、役員、取締役又は支店支配人(あるいはこれらと類似の地位を持ち又は類似の業務を遂行する者)、直接又は間接に当該ブローカー又はディーラーを支配し、当該ブローカー又はディーラーに支配され、あるいは当該ブローカー又はディーラーと共通の支配下にある者、又は、当該ブローカー又はディーラーの使用人(34年法3条(a)項(18)号)

| | 日 本 | ア メ リ カ | イ ギ リ ス | フ ラ ンス | ド イ ツ |
|---------------|--|--|---|---|--|
| 主要株主の異動等に係る規制 | <p>○登録申請書に主要株主の氏名及び持ち株数を記載した書面を添付しなければならない。(証券法28条の2第2項4号、証券会社府令5条3号)</p> <p>○主要株主に異動があった場合、届出義務がある(証券法54条1項8号、証券会社府令46条1項7号)。</p> | <p>○SEC への登録申請書(Form BD)に、議決権の5%以上を保有する者の氏名及びその保有比率等を記載する。</p> <p>○登録申請書の記載事項に変更があった場合、直ちに届出る。</p> <p>○NASD 会員は、単独の者が資本の25%以上を保有することとなる場合、事前に NASD に届出ることとなり、NASD はそれを否認することができる。(NASD 規則1017)</p> | <p>○SFA 会員である投資業者の支配者(controller)² となろうとする者がいるとき、SFA への事前の届出及び、その者が適格性のある者であることについての SFA の承認(agreement)が必要。(金融サービス市場法第178条)</p> <p>○SFA 会員である投資業者の支配者の保有比率に大きな変更(20%、33%、50%を上回るか又は下回る)があるとき、SFA への事前の届出が必要。(金融サービス市場法第179条、180条、181条)</p> | <p>○株主の議決権保有比率に大きな変更(10%、20%、33%をそれぞれ上回る)があるとき、事前認可が必要。(5%を上回るときは届出のみ)</p> <p>○なお、事業会社が投資会社の10%以上の資本を保有する場合、当該投資会社はその株主であるの財務状況に関する十分な情報を当局に提供する義務がある。(CECIB 規則 96-16号)</p> | <p>○金融サービス機関の資本又は議決権の10%以上を直接又は間接に保有しようとする者、若しくは、保有比率を一定水準(20%、33%、50%)以上に増加させようとする者は、連邦金融サービス監督局とドイツ連邦銀行への事前の届出が必要。(信用制度法25条(1))</p> <p>○上記の届出を受けた監督当局は、届出から3ヶ月以内で、以下の理由により不相当と認めるときは、株式の取得等を禁止することができる。(同25条(1a))</p> <p>① 届出者が信頼に乏しいか、又は、金融サービス機関の経営の健全性確保の観点からふさわしくない場合</p> <p>② 株式の取得等により金融サービス機関が届出者に支配されることが有効な監督を妨げる場合</p> <p>③ 株式の取得等により金融サービス機関が監督体制の整っていない外国の金融機関の子会社となり、有効な監督が行えない場合</p> |

² 支配者 (controller) とは、単独に又は協力者とともに議決権の15%以上を行使し得る者 (1986年金融サービス法207条(5)項)。

⁴ 重要な出資 (bedeutende Beteiligung) とは、一の会社の資本又は議決権の10%以上を直接又は間接に保有していること (信用制度法1条(9))。

⁵ 主要株主とは、発行済株式(議決権のあるものに限る)の総数の百分の十以上の株式(議決権のあるものに限る)を有している株主 (証券会社府令5条3号)。

⁶ 支配者 (controller) とは、単独に又は協力者とともに議決権の15%以上を行使し得る者 (1986年金融サービス法207条(5)項)。

現行の証券会社に関する参入規制等

<参入規制等>

| | | 会 社 | 取 締 役 | 主要株主 |
|-----------------------|-----------|---|---|------|
| 参 入 規 制 | 現行の登録拒否要件 | <p>(証券法第28条の4第1号～第10号)</p> <p>① 株式会社でない者</p> <p>② 資本の額が1億円未満</p> <p>③ 純財産額が1億円未満</p> <p>④ 自己資本規制比率が120%未満</p> <p>⑤ 他の証券会社が用いている商号と同一の商号を用いようとする会社</p> <p>⑥ 証券法違反等により証券業登録を取り消された株式会社</p> <p>⑦ 証券法等一定の法律に違反し罰金刑に処せられた株式会社</p> <p>⑧ 他に営む事業が、証券業の付随業務又は届出業務のいずれにも該当せず、かつ、当該事業が公益に反すると認められ、又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる株式会社</p> <p>⑨ 法第28条の4第9号イ～へに該当する取締役が存在する株式会社</p> <p>⑩ 証券業を適確に遂行する人的構成を有しない株式会社</p> | <p>(証券法第28条の4第9号イ～へ)</p> <p>イ 成年被後見人、被保佐人</p> <p>ロ 破産者で復権を得ないもの</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>ニ 証券法違反等により証券業登録を取り消された株式会社の取締役であった者</p> <p>ホ 証券法違反等により解任命令を受けた者</p> <p>ヘ 証券法等一定の法律に違反し罰金刑に処せられた者</p> <p>(注) ハ・ヘは当該刑の執行終了、時効完成等の後、ニ・ホは当該処分から、5年を経過していない場合に限る。</p> | な し |
| 参 入 後 規 制 | 現行の処分事由 | <p>(証券法第56条第1項、第56条の2第3項)登録取消又は6か月以内の業務停止命令等</p> <p>○ 第28条の4①②③⑤⑥⑦に該当したとき。</p> <p>○ 不正の手段により登録を受けたとき。</p> <p>○ 証券業に関し法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反したとき。</p> <p>○ 支払不能に陥るおそれがあるとき。</p> <p>○ 認可業務の条件に違反したとき。</p> <p>○ 認可の基準に適合しなくなったとき。</p> <p>○ 自己資本規制比率が100%を下回ったとき</p> | <p>(証券法第56条第2項)解任を命ずることができる。</p> <p>○ 第28条の4第9号イ～へに該当したとき。</p> <p>○ 証券業に関し法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反したとき。</p> <p>○ 認可業務の条件に違反したとき。</p> | な し |

現行の証券会社に関する参入規制等（続）

<その他>

| | 説 明 |
|-----------|---|
| 株主に関する定義等 | <p>株主に係る、証券会社による届出として、</p> <p>① 「主要株主」（100分の10以上の議決権を保有している株主をいう。）に異動があった場合の届出（証券会社府令）</p> <p>② 議決権の過半数を他の一の法人その他の団体に保有されることとなったときの、当該法人等についての届出等がある。</p> |
| 取引規制 | <p>親法人等・子法人等との取引に関する規制としては、アームズ・レングス・ルールがある。</p> |
| 報告徴求・立入検査 | <p><u>報告徴求・立入検査：</u></p> <p>公益又は投資者保護のため、当該証券会社の営業・財産に関し報告・資料を徴求できる。</p> <p>（対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券会社 ・これと取引をする者（報告徴求のみ可） ・子特定会社：当該証券会社とその過半数の議決権を保有する銀行等（立入検査は、当該証券会社の財産に関し必要な検査に限る。） ・当該証券会社を子会社とする持株会社（立入検査は、当該証券会社の営業又は財産に関し必要な検査に限る。） <p><u>特別の場合の報告徴求・立入検査：</u></p> <p>①取締役の兼業制限、又は②親法人等との間の行為規制の規定の遵守を確保するため、当該証券会社の営業・財産に関し報告・資料を徴求し、又は親銀行等・子銀行等の営業・財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うことができる。</p> <p>（対象）親銀行等・子銀行等</p> |

証券会社の持株状況

1. 単体ベース

| | 会社数 | 比率 |
|---------------------|------|-------|
| 5%超 保有されている証券会社 | 237社 | 97.9% |
| 20%超 保有されている証券会社 | 160社 | 66.1% |
| 50%超 保有されている証券会社 | 74社 | 30.6% |
| 100% 保有されている証券会社 | 44社 | 18.2% |

2. 資本金の規模別

| | 20%超 保有されている 証券会社 | 50%超 保有されている 証券会社 | 100% 保有されている 証券会社 |
|-------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1億円以上 5億円未満 (91社のうち) | 65社 (71.4%) | 24社 (26.4%) | 17社 (18.7%) |
| 5億円以上 30億円未満 (96社のうち) | 58社 (60.4%) | 31社 (32.3%) | 14社 (14.6%) |
| 30億円以上 100億円未満 (26社のうち) | 16社 (61.5%) | 6社 (23.1%) | 5社 (19.2%) |
| 100億円以上 (29社のうち) | 21社 (72.4%) | 13社 (44.8%) | 8社 (27.6%) |

(2002年7月1日現在)

(注) 登録国内証券会社数は 242 社である。

現行の投資信託委託業者に対する参入規制等

<参入規制等>

| | 会 社 | 取 締 役 | 主要株主 |
|-------|--|--|------|
| 参入規制 | 現行の認可拒否要件 (投信法第9条第2項第1号～第8号) ①株式会社でない者 ②資本の額が1億円に満たない株式会社 ③投信法その他の法律に違反し罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない株式会社 ④投信法その他の法律により認可等を取り消され、その取消の日から5年を経過しない株式会社 ⑤他に営む事業に関し著しく不適当な行為をした者 ⑥法第9条第2項第6号イ～ヲに該当する取締役等が存在する会社 ⑦宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けていない会社(運用資産に不動産が含まれる場合) ⑧宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けていない会社(主として不動産に対する投資として運用をする場合) | (投信法第9条第2項第6号イ～ヲ) イ 成年被後見人、被保佐人 ロ 破産者 ハ 禁固以上の刑に処せられ、5年を経過しない者 ニ 投信法その他の法律に違反し罰金刑を受け、5年を経過しない者 ホ 投信法その他の法律により認可等の取消しを受けた会社の取締役等であった者で5年を経過しないもの ヘ 投資顧問業法により登録の取消しを受けた者で5年を経過しないもの ト 投資顧問業法により登録の取消しを受けた者の使用人であった者で5年を経過しないもの チ 投信法その他の法律に相当する外国の法令により同種類の認可等の取消しを受けた会社の取締役等であった者で5年を経過しないもの リ 投資顧問業法に相当する外国の法令により同種類の認可等の取消しを受けた者で5年を経過しないもの ヌ 投資顧問業法に相当する外国の法令により同種類の認可等の取消しを受けた者の使用人であった者で5年を経過しないもの ル 投信法違反により解任命令を受けた取締役等で5年を経過しないもの ヲ 他に営む事業に関し著しく不適当な行為をした者 | なし |
| 参入後規制 | 現行の処分事由 (投信法第41条第1項、第42条第1項)認可取消若しくは6ヶ月以内の業務停止命令等 ○第9条第2項第1号～第4号(一部除く)に該当することとなったとき ○認可当時、第9条第2項第1号～第4号(一部除く)に該当していたことが判明したとき ○不正の手段により認可を受けたとき ○認可等の条件に違反したとき ○公益を害する行為をしたとき ○投資信託契約に違反したとき ○資産運用委託契約に違反したとき ○委託会社の資産内容が不良となったとき ○資産運用の指図及び運用が適正を欠くため投資信託財産等に重大な損失を生ぜしめたとき | (投信法第42条第1項)解任を命ずることができる。 ○第9条第2項第6号イ～ホ若しくはト～ヌに該当することとなったとき ○認可当時、第9条第2項第6号イ～ホ、ト～ヌ若しくはヲに該当していたことが判明したとき ○認可等の条件に違反したとき ○公益を害する行為をしたとき ○投資信託契約に違反したとき ○資産運用委託契約に違反したとき ○委託会社の資産内容が不良となったとき ○資産運用の指図及び運用が適正を欠くため投資信託財産等に重大な損失を生ぜしめたとき | なし |

現行の投資信託委託業者に対する参入規制等(続)

<その他>

| | 説 明 |
|-----------|--|
| 株主に関する申請等 | 認可を申請する際に、認可申請書に主要な株主等(保有する議決権の数の上位10名)の氏名等を記載した書面を添付しなければならない。 |
| 報告徴求・立入検査 | <p>報告徴求:この法律に必要な限度において、当該投資信託委託業者等若しくは当該受託会社等の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告・資料を徴求できる。(対象:投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であった者(投資信託委託業者等)、当該投資信託委託業者等の設定した投資信託財産に係る受託会社若しくは受託会社であった者(受託会社等)、当該受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者)</p> <p>立入検査:当該投資信託委託業者若しくは当該受託会社等の営業所に立ち入り、当該投資信託委託業者等若しくは当該受託会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。(対象:投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であった者(投資信託委託業者等)、当該投資信託委託業者等の設定した投資信託財産に係る受託会社若しくは受託会社であった者(受託会社等))</p> |

現行の投資顧問業者に対する参入規制等

<参入規制等>

| | 投 資 顧 問 業 者 | 取 締 役 | 主要株主 |
|--------------|---|--|------|
| <p>参入規制</p> | <p>現行の拒否要件</p> <p>(投資顧問業法第7条第1項)</p> <p>①成年被後見人若しくは被保佐人</p> <p>②成年者と同一の能力を有しない未成年者</p> <p>③破産者</p> <p>④投資顧問業の登録若しくは投資信託委託業の認可を取り消されてから5年を経過しない者及び当該登録又は認可を取り消された会社の役員であった者で5年を経過しないもの又はこれらに相当する外国の法令により同種類の登録等を取り消されてから5年を経過しない者及び当該登録等を取り消された会社の役員であった者で5年を経過しないもの</p> <p>⑤禁固以上の刑に処せられ、5年を経過しない者</p> <p>⑥投資顧問業法その他の法律に違反し罰金刑に処せられ、5年を経過しない者</p> <p>⑦5年以内に投資顧問業等に関し著しく不適当な行為をした者</p> <p>⑧投資顧問業を営む会社の役員等のうち、第7条第1号又は第3号～第7号に該当する者</p> <p>⑨投資顧問業を営む者の使用人のうち、第7条第1号又は第3号～第7号に該当する者</p> <p>営業保証金 (投資顧問業法施行令第4条第1号) 投資顧問業者(投資一任業者を除く。)は、主たる営業所につき500万円、その他の営業所ごとに250万円を供託しなければならない</p> | <p>(投資顧問業法第7条第1項)</p> <p>①投資顧問業を営む会社の役員のうち、第7条第1号又は第3号～第7号に該当する者</p> | なし |
| <p>参入後規制</p> | <p>現行の処分事由</p> <p>(投資顧問業法第38条)登録取消若しくは6ヶ月以内の業務停止命令等</p> <p>○第7条第1項第1号～第3号、第4号(外国法令の規定に係る部分に限る)、第5号、第6号、第8号(第7号に係る部分を除く)又は第9号(第7号に係る部分を除く)に該当することとなったとき</p> <p>○不正の手段により登録を受けたとき</p> <p>○投資顧問業に関して、この法律に基づく処分等に違反したとき</p> | <p>(投資顧問業法第38条)登録取消若しくは6ヶ月以内の業務停止命令等</p> <p>○第7条第1項第8号(第7号に係る部分を除く)に該当することとなったとき</p> | なし |

現行の投資顧問業者に対する参入規制等(続)

<その他>

| | 説 明 |
|-----------|---|
| 株主に関する申請等 | 登録を申請する際、登録申請書に主要株主(議決権の総数の100分の10以上を保有している株主)の商号等を記載し提出しなければならない。その申請書に記載した事項に変更があつたときは、その日から2週間以内に届け出なければならない。 |
| 報告徴求・立入検査 | 報告徴求:この法律に必要な限度において、投資顧問業者又はこれと取引する者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告・資料を徴求できる。(対象:投資顧問業者又はこれと取引する者) 立入検査:当該投資顧問業者の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。(対象:投資顧問業者) |

現行の認可投資顧問業者に対する参入規制等

<参入規制等>

| | 会 社 | 取 締 役 | 主要株主 |
|--------------------------|---|--|------|
| <p>参入規制</p> <p>営業保証金</p> | <p>（投資顧問業法第24条第2項）</p> <p>①株式会社であること</p> <p>（投資顧問業法施行規則第27条の2）</p> <p>①資本の額が1億円以上であること</p> <p>②純資産額が、収支見込み期間において1億円を下回らないこと</p> <p>③一任契約に係る業務の収支見込みが、収支見込み期間に黒字になると見込まれること</p> <p>④業務を公正かつ的確に遂行できる経営体制、かつ、経営方針も健全であること</p> <p>⑤役員に経歴等に照らして、業務運営に不適切な資質を有する者がいないこと</p> <p>⑥役員等のうち、一任契約に係る投資判断者等が相応の知識等を有する者であること</p> <p>⑦管理部門の責任者が定められ法令遵守の体制が整っていること</p> <p>⑧管理部門と運用部門の責任者が兼任していないこと</p> <p>⑨一任契約に係る業務についての管理体制が整備されていること</p> <p>（投資顧問業法施行令第4条第2号）</p> <p>投資顧問業者に定められている金額に加え、主たる営業所につき2,000万円、その他の営業所ごとに1,000万円を供託しなければならない。</p> | <p>（投資顧問業法施行規則第27条の2第2項）</p> <p>①役員に経歴等に照らして、業務運営に不適切な資質の者がいないこと</p> <p>②役員等のうち、一任契約に係る投資判断者等が相応の知識等を有する者であること</p> | なし |
| <p>参入後規制</p> | <p>（投資顧問業法第39条）認可取消若しくは6ヶ月以内の業務停止命令等</p> <p>○一任契約に係る業務に関して、法律による処分等に違反したとき</p> <p>○認可に付した条件に違反したとき</p> <p>○投資顧問業者の登録が第9条第2項の規定により効力を失ったとき</p> | | なし |

投資信託委託業者の持株(単体ベース)の状況

| | 会社数 | 比率 |
|--------------------------|-----|-------|
| 5%以上 保有されている投資信託委託業者 | 87社 | 100% |
| 20%以上 保有されている投資信託委託業者 | 85社 | 97.7% |
| 50%以上 保有されている投資信託委託業者 | 70社 | 80.5% |
| 100% 保有されている投資信託委託業者 | 45社 | 51.7% |

(2002年3月末現在)

(注)投資信託委託業者の総数は87社である。

投資顧問業者の持株(単体ベース)の状況

| | 会社数 | 比率 |
|------------------------|------|-------|
| 5%以上 保有されている投資顧問業者 | 418社 | 98.8% |
| 20%以上 保有されている投資顧問業者 | 406社 | 96.0% |
| 50%以上 保有されている投資顧問業者 | 335社 | 79.2% |
| 100% 保有されている投資顧問業者 | 170社 | 40.2% |

(2002年8月末日現在)

(注)投資顧問業者(認可投資顧問業者・個人業者除く)の総数は423社である。

認可投資顧問業者の持株(単体ベース)の状況

| | 会社数 | 比率 |
|--------------------------|------|-------|
| 5%以上 保有されている認可投資顧問業者 | 139社 | 100% |
| 20%以上 保有されている認可投資顧問業者 | 135社 | 97.1% |
| 50%以上 保有されている認可投資顧問業者 | 112社 | 80.6% |
| 100% 保有されている認可投資顧問業者 | 74社 | 53.2% |

(2002年8月末日現在)

(注)認可投資顧問業者の総数は139社である。

主要株主ルールについての主な論点

- 目的
 - ・ 市場仲介者・資産運用業者としての健全性の確保

- 定義
 - ・ 経営に実質的な影響力を有する議決権の保有者

- 適格性の基準
 - ・ 申請者・取締役等と同様の拒否基準

- 不適格な主要株主の排除
 - ・ 事前の届出、不適格な主要株主への措置命令等

- その他
 - ・ 報告徴求・立入検査